

## 兵庫県電気工事工業組合 賛助会員規程

第1条 本組合に賛助会員を置く

第2条 賛助会員は理事会の承認によるものとする

第3条 賛助会員は本組合の事業に協力・支援する

第4条 賛助会員は本組合に対し以下のことができる

- 1、本組合の広報誌「ひょうでん」に賛助会員名を掲載する
- 2、本組合ホームページと賛助会員のホームページをリンクする
- 3、賛助会員から申し出が有った場合、重点新商品、重点営業政策など必要に応じホームページに新着情報として発信する
- 4、賛助会員から申し出が有った場合、補助金活用情報、研修会案内等必要に応じ当組合広報誌「ひょうでん」に掲載し組合員に周知する
- 5、賛助会員から申し出が有った場合、広告を当組合広報誌「ひょうでん」に掲載する

◇広告掲載費（1面 A4 サイズ）

スペース	サイズ (mm)	料金 (税込)
1面	232×175	90,000
1/2	116×175	50,000
1/4	58×175	30,000
1/8	58×85	20,000

- 5、賛助会員から申し出が有った場合、チラシ等、当組合広報誌「ひょうでん」に同封し組合員に送付する(但し、11月・1月以外の年4回とし、有料同封する月は要相談)

◇同封料金・・・先着5件/回

A4 チラシまたは A3 チラシ・・・1万円/回

A4 チラシ8ページ 50g 以下・・・2万円/回

A4 チラシ8ページ 50g 以上・・・4万円/回

上記以外は、別途相談とする

第5条 賛助会員の会費は月額(一口 3,000円)で年払いとする

第6条 賛助会員は組合資料の配布、情報提供を受ける事ができる

第7条 賛助会員は自由意志により脱退することができる

第8条 会費について年払いとし、途中退会の払い戻しはなしとする

附則

この内規は、賛助会員発足日から実施する(6.3.28 理事会承認)。